

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="277 395 927 523">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <div data-bbox="598 692 1498 911" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 style="margin: 0;">修 正 案</h1></div> <p data-bbox="461 1169 745 1281">令和<u>3</u>年<u>3</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1182 395 1832 523">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <div data-bbox="1767 233 2085 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>凡例</p><p><u>下線</u> 修正箇所</p></div> <p data-bbox="1357 1169 1641 1281">令和<u>3</u>年<u>12</u>月修正 富山県防災会議</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>総則</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 防災についての考え方 （略）</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 計画的で周到な災害予防対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、災害救援ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>2 迅速で円滑な災害応急対策</p> <p>(1) 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。</p> <p>特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。</p> <p>(2) 発災直後又は災害が発生するおそれがある場合、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。</p>	<p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。</p> <p>(2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。</p> <p>(1) 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。</p> <p>特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。</p> <p>(2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																				
<p>(略)</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>(2) 市町村</p>																																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 気象予警報の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5 <u>避難の勧告、指示</u>に関する事</td></tr> <tr><td>6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7 被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9 消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10 水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11 児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17 要配慮者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	1 市町村防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 気象予警報の情報伝達に関する事	4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5 <u>避難の勧告、指示</u> に関する事	6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7 被災者の救助、救護に関する事	8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9 消防活動及び水防対策に関する事	10 水道事業の災害対策に関する事	11 児童、生徒に対する応急教育に関する事	12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17 要配慮者の避難支援に関する事	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 市町村防災会議に関する事</td></tr> <tr><td>2 災害対策の組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>3 気象予警報の情報伝達に関する事</td></tr> <tr><td>4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事</td></tr> <tr><td>5 <u>避難指示</u>に関する事</td></tr> <tr><td>6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事</td></tr> <tr><td>7 被災者の救助、救護に関する事</td></tr> <tr><td>8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事</td></tr> <tr><td>9 消防活動及び水防対策に関する事</td></tr> <tr><td>10 水道事業の災害対策に関する事</td></tr> <tr><td>11 児童、生徒に対する応急教育に関する事</td></tr> <tr><td>12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事</td></tr> <tr><td>16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事</td></tr> <tr><td>17 要配慮者の避難支援に関する事</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	1 市町村防災会議に関する事	2 災害対策の組織の整備に関する事	3 気象予警報の情報伝達に関する事	4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事	5 <u>避難指示</u> に関する事	6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事	7 被災者の救助、救護に関する事	8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事	9 消防活動及び水防対策に関する事	10 水道事業の災害対策に関する事	11 児童、生徒に対する応急教育に関する事	12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事	13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事	14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事	15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事	16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事	17 要配慮者の避難支援に関する事	<p>字句修正</p>
事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																						
1 市町村防災会議に関する事																																						
2 災害対策の組織の整備に関する事																																						
3 気象予警報の情報伝達に関する事																																						
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																						
5 <u>避難の勧告、指示</u> に関する事																																						
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																						
7 被災者の救助、救護に関する事																																						
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																						
9 消防活動及び水防対策に関する事																																						
10 水道事業の災害対策に関する事																																						
11 児童、生徒に対する応急教育に関する事																																						
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																						
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																						
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																						
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																						
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																						
17 要配慮者の避難支援に関する事																																						
事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																						
1 市町村防災会議に関する事																																						
2 災害対策の組織の整備に関する事																																						
3 気象予警報の情報伝達に関する事																																						
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事																																						
5 <u>避難指示</u> に関する事																																						
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事																																						
7 被災者の救助、救護に関する事																																						
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事																																						
9 消防活動及び水防対策に関する事																																						
10 水道事業の災害対策に関する事																																						
11 児童、生徒に対する応急教育に関する事																																						
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事																																						
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事																																						
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事																																						
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事																																						
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事																																						
17 要配慮者の避難支援に関する事																																						

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考												
<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		機関等の名称	業務又は業務の大綱	中部管区警察局	1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>業務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		機関等の名称	業務又は業務の大綱	中部管区警察局	1～5 (略)	(略)		<p>気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先は「警察庁」のため修正</p>
機関等の名称	業務又は業務の大綱															
中部管区警察局	1～5 (略) <u>6 津波予報の伝達に関すること</u>															
(略)																
機関等の名称	業務又は業務の大綱															
中部管区警察局	1～5 (略)															
(略)																
<p>(4) 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th></th> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)		北陸電力送配電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること	(略)		<table border="1"> <tr> <th>(略)</th> <th></th> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の<u>確保</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		(略)		北陸電力送配電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の <u>確保</u> に関すること	(略)		<p>字句修正</p>
(略)																
北陸電力送配電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること															
(略)																
(略)																
北陸電力送配電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の <u>確保</u> に関すること															
(略)																
<p>(5)～(6) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4節 県内の地形・気象と災害</p> <p>第1 地形、気象の特性</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象</p> <p>本県は、日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、東部や南部の山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときは、平野部に雪の多い里雪型となる。平野部の冬の平均気温は<u>3.5℃</u>で、寒さはそれほど厳しくないが、雪が多く交通上の障害となり県民の生活にも大きな負担となる。</p> <p>(略)</p> <p>第2 社会環境の変化</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 感染症対策の観点を取り入れた防災</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>		<p>本県は、日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、東部や南部の山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときは、平野部に雪の多い里雪型となる。平野部の冬の平均気温は<u>4.0℃</u>で、寒さはそれほど厳しくないが、雪が多く交通上の障害となり県民の生活にも大きな負担となる。</p>		<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>												
		<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底</u>や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必</p>														

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																																																																												
	要がある。																																																																													
風水害編																																																																														
第1章 災害予防対策																																																																														
第1節 風水害に強い県土づくり																																																																														
(略)																																																																														
対策の体系																																																																														
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">風水害に強い県土づくり</div> <div style="margin-left: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">第1</td> <td style="width: 150px;">山地保全事業</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 150px;">山地保全施設の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>土砂災害の防止</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>河川等整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>海岸保全事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>港湾整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>漁港整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>道路等整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>農村地域防災減災事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>空港施設等管理事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	第1	山地保全事業	1	山地保全施設の整備			2	土砂災害の防止	第2	河川等整備事業			第3	海岸保全事業			第4	港湾整備事業			第5	漁港整備事業			第6	道路等整備事業			第7	農村地域防災減災事業			第8	空港施設等管理事業			<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">風水害に強い県土づくり</div> <div style="margin-left: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">第1</td> <td style="width: 150px;">風水害に強い県土の形成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>山地保全事業</td> <td>1</td> <td>山地保全施設の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>土砂災害の防止</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>河川等整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>海岸保全事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>港湾整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>漁港整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>道路等整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>農村地域防災減災事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9</td> <td>空港施設等管理事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	第1	風水害に強い県土の形成			第2	山地保全事業	1	山地保全施設の整備			2	土砂災害の防止	第3	河川等整備事業			第4	海岸保全事業			第5	港湾整備事業			第6	漁港整備事業			第7	道路等整備事業			第8	農村地域防災減災事業			第9	空港施設等管理事業			<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
第1	山地保全事業	1	山地保全施設の整備																																																																											
		2	土砂災害の防止																																																																											
第2	河川等整備事業																																																																													
第3	海岸保全事業																																																																													
第4	港湾整備事業																																																																													
第5	漁港整備事業																																																																													
第6	道路等整備事業																																																																													
第7	農村地域防災減災事業																																																																													
第8	空港施設等管理事業																																																																													
第1	風水害に強い県土の形成																																																																													
第2	山地保全事業	1	山地保全施設の整備																																																																											
		2	土砂災害の防止																																																																											
第3	河川等整備事業																																																																													
第4	海岸保全事業																																																																													
第5	港湾整備事業																																																																													
第6	漁港整備事業																																																																													
第7	道路等整備事業																																																																													
第8	農村地域防災減災事業																																																																													
第9	空港施設等管理事業																																																																													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																										
<p>ア <u>土砂災害が発生するおそれのある危険箇所</u>では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。</p> <p>イ <u>危険箇所</u>への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、既存施設の適切な管理に努める。</p> <p>第2 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による<u>河川</u>災害を防止するため、治水ダム等を建設するとともに、<u>堤防護岸等を整備し、併せて河積（河水の流下可能容量）の拡大を図るものとする。</u> また、気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」に努める。</p> <table border="1" data-bbox="197 805 1019 1228"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th colspan="3">主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川整備の促進</td> <td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="3">国、県</td> </tr> <tr> <td>ダム名</td> <td>目的</td> <td>建設期間</td> </tr> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>元年度 56.7%</u></td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第9 【略】 第2節 災害危険地域の予防措置 山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するもの</p>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～		○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>元年度 56.7%</u>			国 県 市町村	<p>ア <u>土砂災害のおそれのある箇所</u>では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進する。</p> <p>イ <u>土砂災害のおそれのある箇所</u>への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、現施設の適正な管理に努める。</p> <p>第3 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による災害を防止するため、治水ダムの建設、<u>堤防・護岸の整備及び河道の浚渫による河積（流下断面）の確保に努めるものとする。</u> また、気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」として、<u>従来からの堤防整備等に加え、ダムの事前放流、監視カメラ設置等の取組を推進する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 805 1915 1228"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th colspan="3">主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川整備の促進</td> <td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="3">国、県</td> </tr> <tr> <td>ダム名</td> <td>目的</td> <td>建設期間</td> </tr> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>2年度 56.8%</u></td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第10 【略】</p>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～		○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>2年度 56.8%</u>			国 県 市町村	<p>防災基本計画の表現に統一</p> <p>具体例の記載</p> <p>字句修正</p>
計画項目	主な事業内容			事業主体																																								
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県																																								
	ダム名	目的	建設期間																																									
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																									
	○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>元年度 56.7%</u>			国 県 市町村																																								
計画項目	主な事業内容			事業主体																																								
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県																																								
	ダム名	目的	建設期間																																									
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																									
	○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>2年度 56.8%</u>			国 県 市町村																																								

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>とする。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行うものとする。また、危険箇所にある要配慮者関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。</p>		
<p>対策の体系</p> <pre> graph LR Root[災害危険地域の予防措置] --- C1[第1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所] Root --- C2[第2 山地災害危険箇所] Root --- C3[第3 防災重点ため池及び老朽ため池] Root --- C4[第4 重要水防箇所及び浸水想定区域] Root --- C5[第5 災害危険区域等] C1 --- M1_1[1 土砂災害危険箇所に関する予防措置] C1 --- M1_2[2 警戒避難体制の確立] C4 --- M4_1[1 重要水防箇所] C4 --- M4_2[2 浸水想定区域] C4 --- M4_3[3 減災対策協議会] C5 --- M5_1[1 土地利用に関する規制、誘導] C5 --- M5_2[2 災害危険区域] </pre>	<pre> graph LR Root[災害危険地域の予防措置] --- C1[第1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所] Root --- C2[第2 山地災害危険箇所] Root --- C3[第3 防災重点農業用ため池] Root --- C4[第4 重要水防箇所及び浸水想定区域] Root --- C5[第5 災害危険区域等] C1 --- M1_1[1 土砂災害危険箇所に関する予防措置] C1 --- M1_2[2 警戒避難体制の確立] C4 --- M4_1[1 重要水防箇所] C4 --- M4_2[2 浸水想定区域] C4 --- M4_3[3 減災対策協議会] C5 --- M5_1[1 土地利用に関する規制、誘導] C5 --- M5_2[2 災害危険区域] </pre>	<p>「ため池工事特措法」において「防災重点農業用ため池」</p>
<p>第 1 土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村） 県及び市町村は、土砂災害危険箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、</p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂災害危険箇所の予防措置に努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（1） 県の設置</p> <p>ア 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>イ～カ （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>2 警戒避難体制の確立（市町村）</p> <p>（略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>ア 土砂災害警戒情報を活用した避難<u>勧告</u>等の発令基準、対象区域に関する事項</p> <p>イ～キ （略）</p> <p>（2）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配</p>	<p><u>なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p><u>なお、基礎調査が完了した後は、おおむね五年ごとに基礎調査の実施が必要であり、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。</u></p> <p>ア 土砂災害警戒情報を活用した避難<u>指示</u>等の発令基準、対象区域に関する事項</p> <p>（2）市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>土砂災害防災対策基本方針の改訂に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>土砂災害警</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市町村長に報告するものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 防災重点ため池及び老朽ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）</p> <p>1 県及び市町村等は、<u>防災重点ため池及び老朽ため池</u>について調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。</p> <p>2 県は、農村地域防災減災事業により<u>防災重点ため池及び老朽ため池</u>の危険箇所の整備を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村は、<u>防災重点ため池</u>について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。（資料「3-15 <u>老朽ため池</u>危険箇所」）</p> <p>第4 重要水防箇所及び浸水想定区域</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 浸水想定区域や<u>土砂災害警戒区域内</u>に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用</p>	<p>慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し市町村長に報告するものとする。また、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行い、その結果を報告するものとする。</u></p> <p>第3 防災重点農業用ため池（県農林水産部、市町村、土地改良区）</p> <p>1 県及び市町村等は、<u>防災重点農業用ため池</u>について<u>優先的に</u>調査を実施し、その実態把握に努めるものとする。</p> <p>2 県は、農村地域防災減災事業により<u>防災重点農業用ため池</u>の危険箇所の整備を推進するものとする。</p> <p>4 市町村は、<u>防災重点農業用ため池</u>について、当該市町村の地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。（資料「3-15 <u>防災重点農業用ため池</u>危険箇所」）</p> <p>(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川<u>等</u>について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p> <p>(7) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管</p>	<p>戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正</p> <p>令和2年10月1日に施行された「ため池工事特措法」において「防災重点農業用ため池」の、指定及び集中的かつ計画的な整備工事等の推進が示されたため。</p> <p>水防法の改正により水位周知河川以外も洪水浸水想定区域を設定することとなったため、「等」を追記。</p> <p>内容が重複</p>

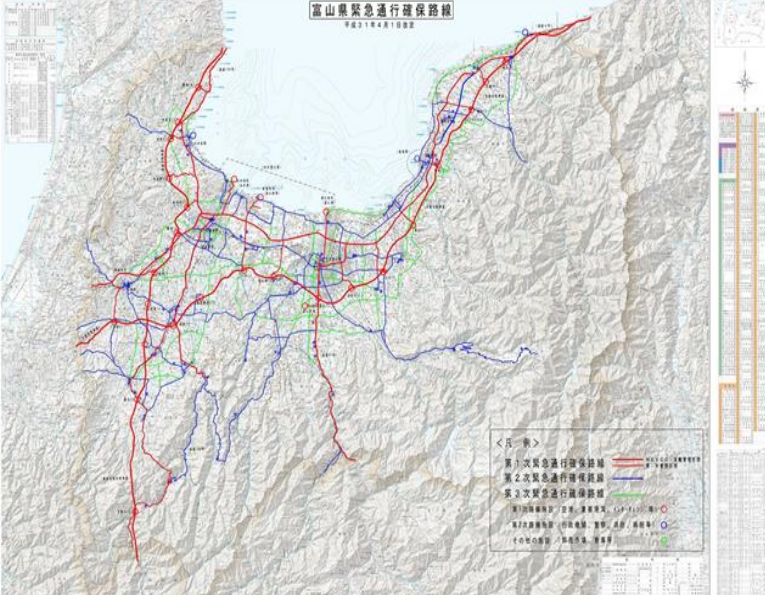
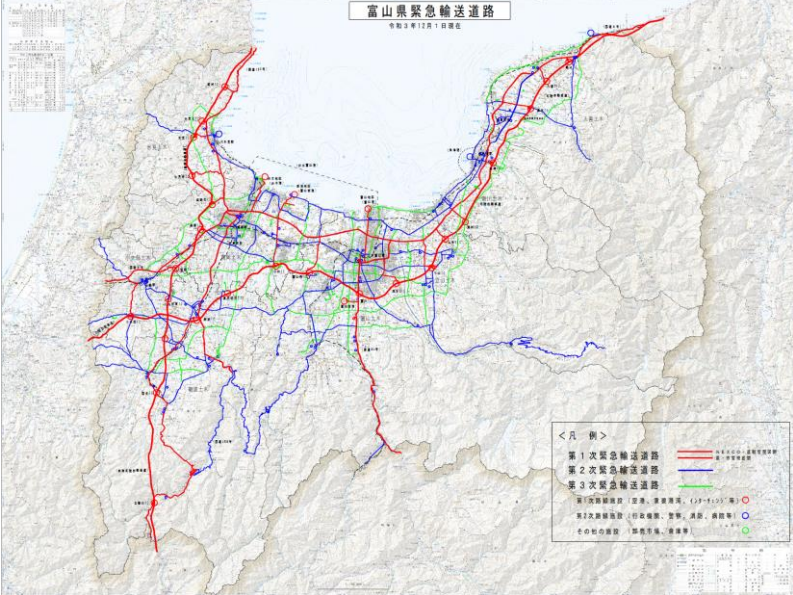
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 災害危険区域等</p> <p>1 土地利用に関する規制、誘導（県土木部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全な都市環境形成の誘導 市町村は、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的活用を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化</p> <p>第1 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県生活環境文化部</u>、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) LP ガス ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流</p>	<p>理者は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するものとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p><u>また、市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、<u>県危機管理局</u>、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流</p>	<p>するため削除</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「液化石油ガス安全高</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。<u>(追加)</u></p> <p>第2 (略) 第4節 防災活動体制の整備 第1 防災拠点施設の整備 1 富山県広域消防防災センター (<u>県総合政策局</u>) 第2～第3 (略) 第4 通信連絡体制の整備 1～2 (略) 3 通信連絡体制の整備充実(北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、<u>県経営管理部</u>、<u>県土木部</u>、<u>市町村</u>) 第5 業務継続体制の確保 (略) 市町村は、躊躇なく避難<u>勧告</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備 1 (略) 2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部) 道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる<u>緊急通行確保路線</u>を次のとおり指定する。 (1) 第1次<u>緊急通行確保路線</u> (略) (2) 第2次<u>緊急通行確保路線</u> 第1次<u>緊急通行確保路線</u>とネットワークを構築し、市町</p>	<p>出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。<u>特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ポンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。</u></p> <p>1 富山県広域消防防災センター (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実(北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、<u>県経営管理部</u>、<u>県土木部</u>、<u>市町村</u>)</p> <p>市町村は、躊躇なく避難<u>指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる<u>緊急輸送道路*</u>を次のとおり指定する。 (1) 第1次<u>緊急輸送道路</u> (2) 第2次<u>緊急輸送道路</u> 第1次<u>緊急輸送道路</u>とネットワークを構築し、市町村対</p>	<p>度化計画2030(経済産業省策定)」に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>全国的に用いられてい</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路</p> <p>(3) 第3次緊急通行確保路線 上位路線を相互に補完する幹線道路 緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）</p>	<p>策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路</p> <p>(3) 第3次緊急輸送道路 上位路線を相互に補完する幹線道路 緊急輸送道路の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 緊急輸送道路一覧表」）</p> <p>※<u>地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路</u></p>	<p>『緊急輸送道路』に統一することに伴う変更</p> <p>緊急輸送道路について注釈を追記（パブコメによる）</p>
<p>緊急通行確保路線図（令和2年4月）</p>	<p>緊急輸送道路図（令和3年12月）</p>	<p>字句修正</p>
		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
3 （略）	3 （略）	
4 緊急航空路の確保（ <u>県総合政策局</u> 、県厚生部、県警察本部、市町村）	4 緊急航空路の確保（ <u>県危機管理局</u> 、県厚生部、県警察本部、市町村）	県機構改革に伴う修正
5 （略）		
第7 航空防災体制の強化 （略）		
1 航空防災活動のための環境整備（ <u>県総合政策局</u> 、県厚生部、県警察本部、市町村）	1 航空防災活動のための環境整備（ <u>県危機管理局</u> 、県厚生部、県警察本部、市町村）	県機構改革に伴う修正
（略）		
2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（ <u>県総合政策局</u> 、市町村）	2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（ <u>県危機管理局</u> 、市町村）	県機構改革に伴う修正
3～4 （略）	3～4 （略）	
第8 相互応援体制の整備 （略）		
<p>そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>（追加）</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	国防災基本計画の修正に伴う変更
1 国の機関等との相互協力		
(1) 自衛隊との連携（自衛隊、 <u>県総合政策局</u> ）	(1) 自衛隊との連携（自衛隊、 <u>県危機管理局</u> ）	県機構改革に伴う修正
（略）		
(2) （略）		
2 地方公共団体間の相互応援（ <u>県総合政策局</u> 、市町村）	2 地方公共団体間の相互応援（ <u>県危機管理局</u> 、市町村）	県機構改革に伴う修正
（略）	<p>県及び市町村は、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、<u>災害時</u>における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	国防災基本計画の修正に伴う変更
(1) 都道府県間の相互応援		
ア （略）		
<p>また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指</p>	<p>また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「<u>応急対策職員派遣制度</u>」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則</p>	国防災基本計画の修正に伴う変更

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p>エ（略） 4～5（略）</p> <p>第9 災害復旧・復興への備え 1～3（略） 4 男女共同参画の視点 県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化 1 救助・救急体制の整備（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村） (1)～(3)（略） 2 常備消防の広域化（<u>県総合政策局</u>、市町村）（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1 緊急連絡網（県厚生部） 県厚生部医務課、<u>健康課</u>、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。 2～8（略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらか</p>	<p>スの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p>4 男女共同参画の視点 県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>1 救助・救急体制の整備（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村） 2 常備消防の広域化（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>県厚生部医務課、<u>健康対策室</u>、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらか</p>	<p>るため修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>じめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県総合政策局</u>、<u>県土木部</u>、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 (略) 市町村は、<u>発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）</u>には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>じめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 <u>県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、市町村）</p> <p>市町村は、<u>災害時には、必要に応じ、高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p><u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>災対法改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p><u>また、市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難<u>も検討するよう周知に努めるものとする。</u></p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 (ア) 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。 (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備</p>	<p><u>際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。</u></p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、<u>地域完結型の備蓄施設を確保し、</u>水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>生理用品、段ボールベッド、パーティション、</u>炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更 「生理用品」追加(パブコメによる)</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、<u>避難所運営のための組織を盛り込んだ</u>避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保 市町村長が行う避難<u>勧告</u>の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 市町村等の避難計画（県各部局、市町村、各関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難<u>勧告又は</u>指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難<u>勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な避難<u>勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<u>勧告</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応</p>	<p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、<u>避難所運営委員会の設置を記載した</u>避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>市町村長が行う避難<u>指示</u>の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>ア 避難指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難<u>指示</u>等を発令することを基本とした具体的な避難<u>指示</u>等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<u>指示</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するととも</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>イ 避難勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者</p> <p>3 物資等の確保（県総合政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>（1）～（4）（略） 4～5（略）</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援 （略）</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1（略） 2 ボランティアの普及、養成（県総合政策局、市町村） （略） 3 ボランティアの受入体制の整備（県総合政策局、市町村）</p>	<p>に、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者</p> <p>3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村） 3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町</p>	<p>本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>第5 孤立集落の予防 1～3 (略) 4 事前措置 (県総合政策局、県厚生部、県警察本部、市町村) (略)</p> <p>第6節～第7節 (略) 第8節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育 (県経営管理部、県教育委員会、市町村)</p> <p>(1) 防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを県内の小、中<u>学校及び</u>高等学校に<u>配布する</u>。</p> <p>(2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育</p>	<p>村)</p> <p>4 事前措置 (県危機管理局、県警察本部、市町村)</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。</p> <p><u>さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み (正常性バイアス) 等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。</u></p> <p>県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常心の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの<u>活用について</u>県内の小、中、<u>義務教育学校</u>、<u>高等学校及び特別支援学校</u>に<u>周知を図る</u>。</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県内に義務教育学校が新設されたことに伴う区分の追加 特別支援学校を追加 (パブコメによる)</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災に関する安全教育は、各教科や<u>道徳の時間</u>に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(オ)～(カ)</u> (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、県民に対し、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～エ (略) オ 災害発生時の心得</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 防災意識調査（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p>	<p>(エ) 防災に関する安全教育は、各教科(<u>道徳を含む。</u>)に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。</p> <p><u>(オ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。</u></p> <p><u>(カ)～(キ)</u> (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、県民に対し、<u>専門家の知見も活用しながら</u>、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</p> <p><u>カ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など</u></p> <p>4 防災意識調査（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>5～6 (略)</p> <p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実 (<u>県総合政策局</u>、市町村) (略)</p> <p>2 企業防災の促進 (<u>県総合政策局</u>、県商工労働部、市町村) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実 (略)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p>1 総合防災訓練 (<u>県総合政策局</u>、市町村)</p> <p>2～3 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 地域における自主防災組織の充実 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p>2 企業防災の促進 (<u>県危機管理局</u>、県商工労働部、市町村)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p>1 総合防災訓練 (<u>県危機管理局</u>、市町村)</p> <p><u>4 防災訓練における要配慮者への配慮</u> <u>県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p>	<p>に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 避難支援体制の整備</p> <p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 要配慮者対策（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別<u>避難</u>計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。</p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など<u>関係部局</u>の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況</u></p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>また、市町村は、<u>避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた</u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ (略) (2) 要配慮者の支援 ア (略) イ 在宅の要配慮者対策</p>	<p><u>の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市町村は、<u>市町村地域防災計画に定めるところにより、</u>消防機関、警察、<u>福祉専門職、</u>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など<u>避難支援等に携わる関係者</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p><u>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県総合政策局、県観光・交通振興局、市町村） (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 予警報の伝達</p> <p>気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、国及び県は避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 (略)</p>	<p>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）</p> <p>気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、国及び県は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>対策の体系</p> <p>予警報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供 2 特別警報・警報・注意報 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 4 早期注意情報 5 富山気象情報 6 土砂災害警戒情報 7 記録的短時間大雨情報 8 竜巻注意情報 9 指定河川洪水予報 第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 水防警報の発令及び洪水予報の発表 2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域 3 河川における水防警報の種類、内容及び発令基準 4 海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準 5 洪水予報の種類と発表基準 第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 特別警戒水位到達情報の通知及び周知 第4 伝達体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 伝達体制 2 非常時の伝達体制 3 気象予警報等伝達系統図 	<p>予警報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 気象に関する予警報の種類及び発令基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供 2 特別警報・警報・注意報 3 大雨警報・洪水警報 キキクル（危険度分布） 4 早期注意情報 5 富山気象情報 6 土砂災害警戒情報 7 記録的短時間大雨情報 8 竜巻注意情報 9 指定河川洪水予報 第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 水防警報の発令及び洪水予報の発令 2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域 3 河川における水防警報の種類、内容及び発令基準 4 海岸における水防警報の種類、内容及び発令基準 5 洪水予報の種類と発表基準 第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 特別警戒水位到達情報の通知及び周知 第4 伝達体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 伝達体制 2 非常時の伝達体制 3 気象予警報等伝達系統図 	<p>愛称等の変更のため</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 （略）</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台） 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 <u>（追加）</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台） 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>危険度分布</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。 （1） （略）</p>	<p><u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル（危険度分布）</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p>	<p>字句追加</p> <p>愛称等の変更のため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																										
<p>(2) 警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 令和2年8月6日現在</p> <p>(略)</p>	<p>警報・注報発表基準一覧表 令和3年6月8日現在</p>																																																																																																											
<p>(別表1) 大雨警報基準 令和2年8月6日現在</p> <table border="1" data-bbox="197 459 929 1074"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>14</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>14</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>16</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>14</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td>15</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>12</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>13</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>14</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>14</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>16</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>16</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>16</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>18</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>14</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>10</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	14	100	舟橋村	14	—	上市町	16	113	立山町	14	108	東部北	魚津市	15	122	滑川市	12	122	黒部市	13	115	入善町	14	104	朝日町	14	104	西部北	高岡市	16	120	氷見市	16	120	小矢部市	16	123	射水市	18	125	西部南	砺波市	14	115	南砺市	10	96	<p>(別表1) 大雨警報基準 令和3年6月8日現在</p> <table border="1" data-bbox="1061 459 1711 1074"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東部南</td> <td>富山市</td> <td>14</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>舟橋村</td> <td>14</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上市町</td> <td>16</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>立山町</td> <td>14</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部北</td> <td>魚津市</td> <td style="color: red;">18</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>12</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>13</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>14</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>14</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部北</td> <td>高岡市</td> <td>16</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>氷見市</td> <td>16</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>小矢部市</td> <td>16</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>18</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部南</td> <td>砺波市</td> <td>14</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>南砺市</td> <td>10</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	14	100	舟橋村	14	—	上市町	16	113	立山町	14	108	東部北	魚津市	18	122	滑川市	12	122	黒部市	13	115	入善町	14	104	朝日町	14	104	西部北	高岡市	16	120	氷見市	16	120	小矢部市	16	123	射水市	18	125	西部南	砺波市	14	115	南砺市	10	96	<p>大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報の基準を R3/6/8 に変更したため</p> <p>大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報の基準を R3/6/8 に変更したため</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																									
東部南	富山市	14	100																																																																																																									
	舟橋村	14	—																																																																																																									
	上市町	16	113																																																																																																									
	立山町	14	108																																																																																																									
東部北	魚津市	15	122																																																																																																									
	滑川市	12	122																																																																																																									
	黒部市	13	115																																																																																																									
	入善町	14	104																																																																																																									
	朝日町	14	104																																																																																																									
西部北	高岡市	16	120																																																																																																									
	氷見市	16	120																																																																																																									
	小矢部市	16	123																																																																																																									
	射水市	18	125																																																																																																									
西部南	砺波市	14	115																																																																																																									
	南砺市	10	96																																																																																																									
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																									
東部南	富山市	14	100																																																																																																									
	舟橋村	14	—																																																																																																									
	上市町	16	113																																																																																																									
	立山町	14	108																																																																																																									
東部北	魚津市	18	122																																																																																																									
	滑川市	12	122																																																																																																									
	黒部市	13	115																																																																																																									
	入善町	14	104																																																																																																									
	朝日町	14	104																																																																																																									
西部北	高岡市	16	120																																																																																																									
	氷見市	16	120																																																																																																									
	小矢部市	16	123																																																																																																									
	射水市	18	125																																																																																																									
西部南	砺波市	14	115																																																																																																									
	南砺市	10	96																																																																																																									

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画 修正案（変更部分のみ記載） 備考

（別表2）洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=3.2, 井田川流域=26.6, 熊野川流域=22.5, いたち川流域=9.3, 古川流域=3, 土川流域=9, 太田川流域=5.7, 山田川流域=18, 埴野川流域=4.5, 白岩川流域=21.7, 下条川流域=2.7, 礪川流域=2.4	神通川流域=(8, 58.6), いたち川流域=(8, 7.2), 埴野川流域=(8, 3.3)	常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
	舟橋村	白岩川流域=20.7	-	常願寺川【大川寺】
	上市町	早月川流域=20.4, 上市川流域=15.9, 白岩川流域=16.7, 大岩川流域=7.7	-	常願寺川【大川寺】
	立山町	白岩川流域=13.8, 橋津川流域=9.5	-	常願寺川【大川寺】
東部北	魚津市	早月川流域=23.4, 片貝川流域=20, 鴨川流域=4, 角川流域=13.6, 布施川流域=13, 大座川流域=6.3, 坊田川流域=3.3	鴨川流域=(7, 3.6), 魚川流域=(7, 12.2), 大座川流域=(7, 5.6), 坊田川流域=(7, 2.9)	-
	滑川市	早月川流域=23.6, 上市川流域=18.4	-	常願寺川【大川寺】
	黒部市	吉田川流域=3.9, 高橋川流域=7.1, 黒瀬川流域=8.6, 片貝川流域=20.9, 布施川流域=13.3	-	黒部川【愛本・愛本（下流）】
	入善町	入川流域=4.7, 舟川流域=7.6	-	黒部川【愛本（下流）】
	朝日町	境川流域=20.6, 笹川流域=9.2, 木流川流域=4.1, 小川流域=21.3, 舟川流域=8.5	-	黒部川【愛本（下流）】
	高岡市	和田川流域=7.7, 千保川流域=8.6, 祖父川流域=5.5, 中川流域=4.6, 岸渡川流域=6.4, 子龍川流域=10.3	和田川流域=(8, 6.3), 千保川流域=(8, 7.7)	庄川【小牧・大門】, 小矢部川【石動・長江】
	氷見市	神代川流域=5.7, 臨之谷内川流域=6.2, 宇波川流域=7.5, 阿尾川流域=11.5, 余川流域=11.1, 上庄川流域=16.6, 仏生寺川流域=11.9, 泉川流域=4.8	余川川流域=(8, 10.5)	-
小矢部市	子龍川流域=16.3, 横江宮川流域=9.5, 流江川流域=15.1	-	庄川【小牧】, 小矢部川【津沢・石動・長江】	
射水市	和田川流域=13.8, 新堀川流域=10.1, 下条川流域=12.4	-	神通川【神通大橋】, 庄川【小牧・大門】, 小矢部川【長江】	
西部南	砺波市	庄川流域=55.6, 和田川流域=9.9, 埴野川流域=8.1, 千保川流域=5, 祖父川流域=2.7, 岸渡川流域=2.9, 黒石川流域=5.4, 横江宮川流域=7.9, 荒又川流域=5.3	-	庄川【小牧】, 小矢部川【津沢】
	南砺市	小矢部川流域=24.6, 流江川流域=7.1, 旅川流域=12.5, 山田川流域=13.4, 大井川流域=9.6	小矢部川流域=(6, 22.1), 山田川流域=(6, 13.3)	庄川【小牧】, 小矢部川【津沢】

（別表3）大雨注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部南	富山市	11	75
	舟橋村	10	108
	上市町	11	93
	立山町	8	88
東部北	魚津市	9	85
	滑川市	8	88
	黒部市	9	85
	入善町	9	85
	朝日町	11	90
西部北	高岡市	10	86
	氷見市	10	78
	小矢部市	9	102
	射水市	10	104
西部南	砺波市	8	83
	南砺市	8	83

（別表2）洪水警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=4.7, 井田川流域=26.6, 熊野川流域=22.3, いたち川流域=9, 古川流域=4, 土川流域=8.9, 太田川流域=5.4, 埴野川流域=3.9, 山田川流域=18, 礪川流域=2.4, 白岩川流域=21.2, 下条川流域=2.2	神通川流域=(8, 59.9), いたち川流域=(8, 6.9), 埴野川流域=(8, 2.9)	常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
	舟橋村	白岩川流域=20.1	-	常願寺川【大川寺】
	上市町	上市川流域=16.6, 白岩川流域=16.6, 大岩川流域=7.7	-	常願寺川【大川寺】
	立山町	白岩川流域=13.9, 橋津川流域=9.6	-	常願寺川【大川寺】
東部北	魚津市	早月川流域=23.3, 片貝川流域=20.1, 鴨川流域=2.7, 角川流域=13.4, 布施川流域=13.2, 大座川流域=5.3, 坊田川流域=2.7	鴨川流域=(7, 2.4), 魚川流域=(7, 12), 大座川流域=(7, 4.7), 坊田川流域=(7, 2.4)	-
	滑川市	早月川流域=23.5, 上市川流域=18.5	-	常願寺川【大川寺】
	黒部市	吉田川流域=5.3, 高橋川流域=7.1, 黒瀬川流域=8.6, 片貝川流域=21, 布施川流域=13.5	-	黒部川【愛本・愛本（下流）】
	入善町	入川流域=4.7, 舟川流域=7.6	-	黒部川【愛本（下流）】
	朝日町	境川流域=20.6, 笹川流域=9.2, 木流川流域=5.1, 小川流域=21.2, 舟川流域=9, 山合川流域=6.6	-	黒部川【愛本（下流）】
	高岡市	千保川流域=9.6, 祖父川流域=6.1, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6.6, 子龍川流域=10, 和田川流域=9.6	和田川流域=(8, 5.6), 千保川流域=(14, 8.6)	庄川【小牧・大門】, 小矢部川【石動・長江】
	氷見市	神代川流域=4.6, 臨之谷内川流域=5.3, 宇波川流域=7.5, 阿尾川流域=11.5, 余川川流域=11.1, 上庄川流域=15.8, 仏生寺川流域=11.7, 泉川流域=4.4	余川川流域=(8, 10.5)	-
小矢部市	子龍川流域=16.5, 横江宮川流域=10.1, 流江川流域=15.1	-	庄川【小牧】, 小矢部川【津沢・石動・長江】	
射水市	和田川流域=13.7, 新堀川流域=10, 下条川流域=12.4	-	神通川【神通大橋】, 庄川【小牧・大門】, 小矢部川【長江】	
西部南	砺波市	庄川流域=55.6, 和田川流域=9.9, 埴野川流域=8.1, 千保川流域=4.8, 祖父川流域=5.4, 岸渡川流域=2.9, 黒石川流域=5.1, 横江宮川流域=8.5, 荒又川流域=6.6	-	庄川【小牧】, 小矢部川【津沢】
	南砺市	小矢部川流域=22.7, 流江川流域=7.1, 旅川流域=12.2, 山田川流域=14.6, 大井川流域=9.6, 池川流域=8	小矢部川流域=(7, 20.4), 山田川流域=(6, 13.3), 池川流域=(7.7.2)	庄川【小牧】, 小矢部川【津沢】

（別表3）大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部南	富山市	11	83
	舟橋村	10	113
	上市町	11	93
	立山町	8	89
東部北	魚津市	9	100
	滑川市	8	100
	黒部市	9	94
	入善町	9	85
	朝日町	11	85
西部北	高岡市	10	82
	氷見市	10	82
	小矢部市	9	84
	射水市	10	86
西部南	砺波市	9	81
	南砺市	8	68

大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報の基準を R3/6/8 に変更したため

大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報の基準を R3/6/8 に変更したため

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考									
（別表4）洪水注意報基準 令和2年8月6日現在					（別表4）洪水注意報基準 令和3年6月8日現在														
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	大雨警報、洪水注意報、洪水注意報の基準を R3/6/8 に変更したため									
東部南	富山市	松川流域=2.5, 井田川流域=21.2, 熊野川流域=18, いたち川流域=7.4, 古川流域=2.4, 土川流域=7.2, 大田川流域=4.5, 山田川流域=14.4, 坪野川流域=3.6, 白岩川流域=17.3, 下条川流域=2.5, 蔵川流域=1.9	神通川流域=(7, 52.7), いたち川流域=(5, 5.5), 古川流域=(5, 1.7), 土川流域=(9, 5.7), 坪野川流域=(7, 2.9), 下条川流域=(5, 2.5), 蔵川流域=(9, 1.9)	常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】	富山市	松川流域=2.4, 井田川流域=21.2, 熊野川流域=17.8, いたち川流域=7.2, 古川流域=3.2, 土川流域=7.1, 大田川流域=4.3, 山田川流域=14.4, 坪野川流域=3.1, 白岩川流域=16.9, 下条川流域=21.7, 蔵川流域=1.9	神通川流域=(5, 53.9), いたち川流域=(7.2, 4.4), いたち川流域=(5, 5.4), 土川流域=(9, 5.6), 坪野川流域=(7, 2.6), 蔵川流域=(5, 1.9), 下条川流域=(9, 1.4)	常願寺川【大川寺】, 神通川【大沢野大橋・神通大橋】	舟橋村		白岩川流域=16.5	-	-						
		舟橋村	白岩川流域=16	-						-									
		上市町	早月川流域=16.3, 上市川流域=12.7, 白岩川流域=13.3, 大岩川流域=6.1	-						-				舟橋村	白岩川流域=16	-	-		
		立山町	白岩川流域=11, 柳津川流域=7.6	-						常願寺川【大川寺】				上市町	上市川流域=12.9, 白岩川流域=13.2, 大岩川流域=5.8	-	-		
		魚津市	早月川流域=18.7, 片貝川流域=16, 鴨川流域=3.2, 角川流域=10.8, 布施川流域=10.4, 大座川流域=5, 坊田川流域=2.6	鴨川流域=(5, 3.2), 角川流域=(5, 10.8), 大座川流域=(5, 5), 坊田川流域=(5, 2.6)						-				立山町	白岩川流域=11.1, 柳津川流域=7.6	-	常願寺川【大川寺】		
東部北	滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.7	-	-	魚津市	早月川流域=18.6, 片貝川流域=16, 鴨川流域=2.1, 角川流域=10.7, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.1	鴨川流域=(5, 2.1), 角川流域=(7, 8.6), 大座川流域=(5, 4.2), 坊田川流域=(5, 2.1)	-	-	-									
		黒部市	吉田川流域=3.1, 高橋川流域=5.6, 黒瀬川流域=6.3, 片貝川流域=16.7, 布施川流域=10.6	高橋川流域=(6, 4.5)							黒部川【愛本・愛本（下流）】	滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.8	-	-				
		入善町	入川流域=3.7, 舟川流域=5	-							黒部川【愛本（下流）】	黒部市	吉田川流域=4.2, 高橋川流域=5.6, 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域=(9, 4.5)	黒部川【愛本・愛本（下流）】				
		朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=3.2, 小川流域=17, 舟川流域=6.8	-							-	入善町	入川流域=3.7, 舟川流域=6	-	黒部川【愛本（下流）】				
		朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=4, 小川流域=16.9, 舟川流域=7.2, 山合川流域=5.2	-							-	朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=4, 小川流域=16.9, 舟川流域=7.2, 山合川流域=5.2	-	-				
西部北	高岡市	和田川流域=6.1, 千保川流域=6.8, 祖父川流域=4.4, 中川流域=3.6, 岸渡川流域=5.1, 子撫川流域=9.2	和田川流域=(5, 6.1), 千保川流域=(5, 6.6)	庄川【小牧・大門】, 小矢部川【長江】	高岡市	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子撫川流域=8, 和田川流域=5	千保川流域=(5, 6.8), 和田川流域=(5, 5)	庄川【小牧・大門】, 小矢部川【長江】	-	-									
		氷見市	神代川流域=4.5, 脇之谷内川流域=4.9, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.2, 余川川流域=8.8, 上庄川流域=13.2, 仏生寺川流域=9.5, 泉川流域=3.9	神代川流域=(5, 4.5), 脇之谷内川流域=(5, 4.9), 宇波川流域=(7, 4.1), 余川川流域=(8, 8.8), 上庄川流域=(9, 13.2), 泉川流域=(5, 3)							-	氷見市	神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.2, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.2, 余川川流域=8.8, 上庄川流域=12.6, 仏生寺川流域=9.3, 泉川流域=2.4	神代川流域=(8, 2.9), 脇之谷内川流域=(5, 4.2), 宇波川流域=(7, 4.1), 余川川流域=(8, 8.8), 上庄川流域=(8, 12.6), 仏生寺川流域=(5, 9.3), 泉川流域=(9, 2.4)	-				
		小矢部市	子撫川流域=13.4, 横江宮川流域=7.6, 洪江川流域=12	横江宮川流域=(5, 7.6), 洪江川流域=(5, 12)							小矢部川【津沢・石動・長江】					小矢部市	子撫川流域=13.2, 横江宮川流域=8, 洪江川流域=12	横江宮川流域=(5, 7.9), 洪江川流域=(5, 12)	小矢部川【津沢・石動・長江】
		射水市	和田川流域=11, 新堀川流域=8, 下条川流域=9.9	和田川流域=(7, 7.8)							庄川【大門】, 小矢部川【長江】					射水市	和田川流域=10.9, 新堀川流域=8, 下条川流域=9.9	和田川流域=(7, 7.9), 新堀川流域=(8, 6.4)	庄川【大門】, 小矢部川【長江】
		射水市	和田川流域=11, 新堀川流域=8, 下条川流域=9.9	和田川流域=(7, 7.8)							庄川【大門】, 小矢部川【長江】					射水市	和田川流域=10.9, 新堀川流域=8, 下条川流域=9.9	和田川流域=(7, 7.9), 新堀川流域=(8, 6.4)	庄川【大門】, 小矢部川【長江】
西部南	砺波市	庄川流域=44.4, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=4, 祖父川流域=2.1, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4.3, 横江宮川流域=6.3, 荒又川流域=4.2	岸渡川流域=(5, 2), 和田川流域=(7, 7.8)	庄川【小牧】	西部南	庄川流域=44.4, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.8, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域=(5, 2.1), 和田川流域=(7, 7.9), 新堀川流域=(8, 6.4)	庄川【小牧】											
南砺市	小矢部川流域=19.6, 洪江川流域=5.6, 旅川流域=10, 山田川流域=10.7, 大井川流域=7.6	小矢部川流域=(5, 19.6), 旅川流域=(6, 9), 山田川流域=(5, 10.7), 大井川流域=(5, 7.6)	小矢部川【津沢】	南砺市	小矢部川流域=18.1, 洪江川流域=5.6, 旅川流域=9.7, 山田川流域=11.6, 大井川流域=7.6, 池川流域=6.4	小矢部川流域=(5, 18.1), 旅川流域=(7, 7.8), 山田川流域=(5, 10.7), 大井川流域=(5, 7.6), 池川流域=(5, 6.4)	小矢部川【津沢】												

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

（別表5）（略）

【警報・注意報基準一覧表の解説】

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考								
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「〇〇以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「〇〇以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p><u>(4) ~ (5) (略)</u></p> <p>(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する<u>ため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報（浸水害）」、(土砂災害)は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。</u></p> <p><u>(7) ~ (14) (略)</u></p> <p>3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方气象台）</p>	<p><u>(3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の ()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。</u></p> <p><u>(4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</u></p> <p><u>(5) ~ (6) (略)</u></p> <p><u>(7) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</u></p> <p><u>(8) ~ (15) (略)</u></p>	<p>気象庁 HP の記述にあわせる</p> <p>気象庁 HP の記述にあわせる</p> <p>気象庁 HP の記述にあわせる</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1034 421 1082">種 類</th> <th data-bbox="430 1034 1034 1082">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 1088 421 1465"> <p><u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></p> </td> <td data-bbox="430 1088 1034 1465"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<p><u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 1034 1326 1082">種 類</th> <th data-bbox="1335 1034 1930 1082">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 1088 1326 1465"> <p><u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u></p> </td> <td data-bbox="1335 1088 1930 1465"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<p><u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u></p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>字句修正</p> <p>より具体的な記述に変更</p>
種 類	概 要									
<p><u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u></p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>									
種 類	概 要									
<p><u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u></p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：<u>危険な場所からの</u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>									

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	字句修正
<p><u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p><u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	字句修正
<p><u>洪水警報の危険度分布</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	字句修正 より具体的な記述に変更
<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」につい</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」につい</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>て、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	<p>を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	
<p>4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、<u>明日までの期間に</u>[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>5 富山県気象情報（富山地方気象台） 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>6 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台） 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難<u>勧告</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台から共同で発表される。 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</u>で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (略)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>5 富山県気象情報（富山地方気象台） 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。</u></p> <p>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難<u>指示</u>の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台が共同で発表する。 市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>	<p>字句修正</p> <p>顕著な大雨に関する情報に関して追記</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>7 記録的短時間大雨情報（気象庁） 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「<u>危険度分布</u>」で確認する必要がある。</p> <p>8 竜巻注意情報（気象庁） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>一次細分区域単位</u>で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>一次細分区域単位</u>で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>9 指定河川洪水予報（富山地方气象台、北陸地方整備局） 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方气象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方气象台が共同で発表する。 <u>（追加）</u></p>	<p>県内で、<u>大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「<u>キキクル（危険度分布）</u>」で確認する必要がある。</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）</u>で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）</u>で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p><u>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の</u></p>	<p>基準の変更</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

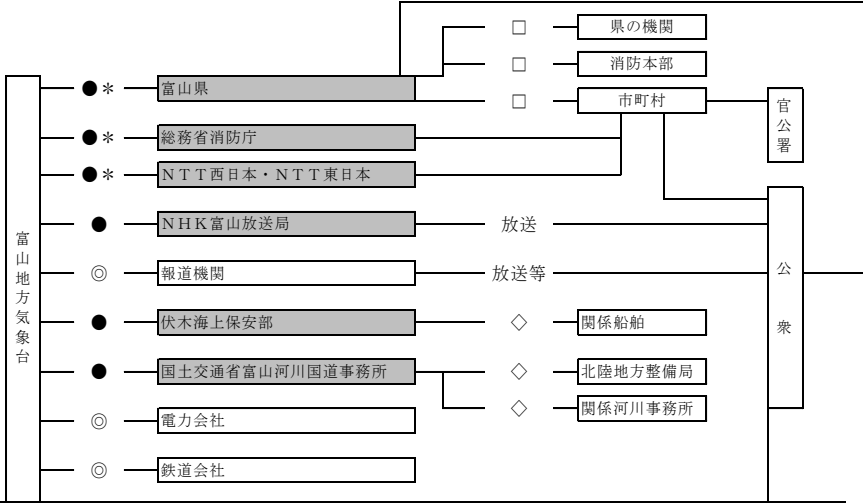
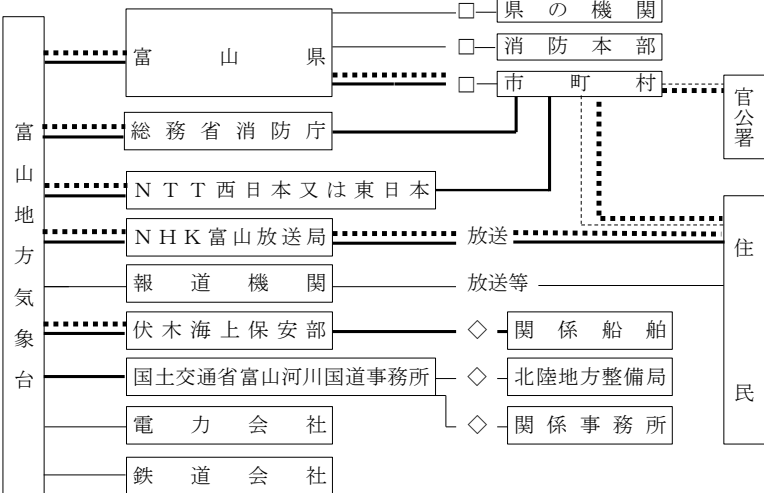
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
			<p><u>改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時的指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。</u></p>			運用見直しに伴う追記
	種 類	概 要	種 類	概 要		
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>勧告</u> 等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難 <u>指示</u> 等の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令の判断の参考とする。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</u> に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備え</u> ハザードマップ等により災害リスク等を再確認する <u>など</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、 <u>避難に備え</u> 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	字句修正		
<p>第2 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 1～4 (略) 5 洪水予報の種類と発表基準（北陸地方整備局、<u>県土木部</u>） <u>(1)～(2) (略)</u> <u>(3) 情報 注意報及び警報の補足説明又は軽微な修正を必要とするとき。</u></p>			<p>5 洪水予報の種類と発表基準（北陸地方整備局、<u>富山地方気象台</u>） <u>(削除)</u></p>			字句修正
<p>第3 (略)</p>						富山県内の洪水予報は河川事務所と気象台で行っているため修正 洪水予報に「情報」はないため削除

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第4 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒情報伝達系統図</p> <p>土砂災害警戒情報伝達系統図</p> <p> : 専用回線 : 電子メール等 </p> <p>2 (略)</p>	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p> <p> : 専用回線 : F A X </p>	<p>土砂災害警戒情報の実施要領を変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p>  <p>●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）</p> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 法令(気象業務法等)による通知系統 ----- 法令(気象業務法等)による公衆等への周知依頼及び周知系統 法令(気象業務法等)による特別警報発表時における、通知の義務 または、周知の措置の義務 —— 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統 <p>△ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム</p>	<p>気象台から直接伝達する機関への伝達の記載について、今後は系統とその根拠のみとし、伝達手段は省略するため変更</p> <p>字句修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」の一本化</p>
<p>第2節 災害未然防止活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土砂災害警戒情報の通知及び活用（県土木部、富山地方気象台、市町村）</p> <p>(1) 県及び富山地方気象台の措置</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難勧</p>	<p>大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難指示</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>告等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 避難勧告等の解除のための助言（県土木部、北陸地方整備局、市町村）</p> <p>（1）市町村の措置</p> <p>市町村は、避難勧告等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第3節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 職員の非常配備・参集（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県総合政策局</u>） （1）（略） （2）組織 ア 本部 （ア）～（イ） （略）</p>	<p>等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>8 避難指示等の解除のための助言（県土木部、北陸地方整備局、市町村）</p> <p>市町村は、避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に限る）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。また、そのための連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>1 職員の非常配備・参集（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県危機管理局</u>）</p>	<p>に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」の一本化に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p> <p>(ウ)～(オ) (略) イ～ウ (略) (3)～(5) (略) (6) 災害対策本部室 ア～イ (略) ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、<u>ボランティア班</u>、航空運用調</p>	<p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、<u>県民生活・ボランティア班</u>、</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考																		
<p>整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p> <p>エ（略） （7）～（9）（略）</p> <p>第2～第3（略） 第4 災害救援ボランティアの受入れ 大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。 このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>1 ボランティア班の設置（<u>県総合政策局</u>） （略） 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（<u>県総合政策局</u>） （略） 3～4（略）</p> <p>第5 帰宅困難者対策（<u>県総合政策局</u>、市町村）</p> <p>第4節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～4（略） 5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） 被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。</p>	<p>航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。</p> <p><u>ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</u></p> <p>1 ボランティア班の設置（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（<u>県生活環境文化部</u>）</p> <p>第5 帰宅困難者対策（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p></p> <p>現状の新型コロナウイルス感染症の状況に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考(室課名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・家屋被害 (略)</td> <td><u>総合政策部</u> 総務班</td> <td>防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> <td><u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> </tbody> </table>	被害項目	担当部班	備考(室課名)	人的・家屋被害 (略)	<u>総合政策部</u> 総務班	防災・危機管理課	鉄道施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考(室課名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・家屋被害</td> <td><u>危機管理部</u> 総務班</td> <td>防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> <td><u>地方創生部</u> 地域交通・新幹線政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> </tbody> </table>	被害項目	担当部班	備考(室課名)	人的・家屋被害	<u>危機管理部</u> 総務班	防災・危機管理課	鉄道施設被害	<u>地方創生部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室	<p>県機構改革に伴う修正</p>
被害項目	担当部班	備考(室課名)																		
人的・家屋被害 (略)	<u>総合政策部</u> 総務班	防災・危機管理課																		
鉄道施設被害	<u>観光・交通振興部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室																		
被害項目	担当部班	備考(室課名)																		
人的・家屋被害	<u>危機管理部</u> 総務班	防災・危機管理課																		
鉄道施設被害	<u>地方創生部</u> 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室																		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
空港施設被害	観光・交通振興部 航空政策班	総合交通政策室	空港施設被害	地方創生部 航空政策班	総合交通政策室	
6 (略)						
7 被害状況の報告（ <u>県総合政策局</u> 、市町村、各防災関係機関） (略)			7 被害状況の報告（ <u>県危機管理局</u> 、市町村、各防災関係機関）			県機構改革に伴う修正
第2 通信連絡体制						
1 (略)						
2 無線電話（ <u>県総合政策局</u> 、県経営管理部、NTTドコモ） (略)			2 無線電話（ <u>県危機管理局</u> 、県経営管理部、NTTドコモ）			県機構改革に伴う修正
3～4 (略)						
第3 広報及び広聴活動						
1 広報活動（各防災関係機関）						
(1) (略)						
(2) 広報活動の内容						
ア (略)						
イ 地域災害広報						
(ア) 発災直後の広報						
a～d (略)						
e 避難の <u>指示、勧告</u> （避難地域の状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況等）			e 避難 <u>指示</u> （避難地域の状況、緊急避難場所及び避難所の開設状況等）			「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正
f (略)						
(イ)～(オ) (略)						
(3)～(4) (略)						
<u>(追加)</u>			<u>(5) 安否不明者等の氏名等公表</u> <u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u>			「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」を策定したことによる修正
2 (略)						
第5節 災害救助法の適用						
第1 災害救助法の適用						
1 災害救助法の適用基準（ <u>県総合政策局</u> ） (略)			1 災害救助法の適用基準（ <u>県危機管理局</u> ）			県機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>2 災害救助法の適用手続（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>第2（略） 第6節 広域応援要請 第1 相互協力 1 県の応援要請（<u>県総合政策局</u>） （1）～（2）（略） （3）国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請 ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請 （ア）～（エ）（略） （オ）被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の必要性 （カ）（略） イ（略） （4）～（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 応援受入体制の確立（<u>県総合政策局</u>、市町村） （1）（略） （2）受入体制の確保 県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 <u>（追加）</u></p> <p>4 他都道府県への応援・派遣（<u>県総合政策局</u>） （1）～（2）（略） （3）応援の実施 県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、</p>	<p>2 災害救助法の適用手続（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>1 県の応援要請（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>（オ）<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく応援の必要性</p> <p>3 応援受入体制の確立（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。 <u>また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>4 他都道府県への応援・派遣（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更 県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>いよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 <u>（追加）</u></p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、<u>県総合政策局</u>、市町村、各関係機関） （略）</p> <p>2 広域消防応援（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県厚生部） （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p>第1 救助活動</p> <p>1～5 （略） <u>（追加）</u></p> <p>第2 救急活動</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ヘリコプターの活用（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>第3 消防応援要請</p> <p>1 県内他市町村への応援要請（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>2 緊急消防援助隊の出動要請（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第4 （略）</p>	<p>食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 <u>また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、<u>県危機管理局</u>、市町村、各関係機関）</p> <p>2 広域消防応援（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（<u>県危機管理局</u>、県厚生部）</p> <p><u>6 感染症対策</u> <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>4 ヘリコプターの活用（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>1 県内他市町村への応援要請（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>2 緊急消防援助隊の出動要請（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第8節 (略)</p> <p>第9節 避難活動 対策の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>避難活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 避難の勧告指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告指示の実施責任者 2 避難の勧告又は指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 第2 津波に関する避難の勧告指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告指示 2 避難誘導 第3 津波からの避難 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え 2 避難場所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等 第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 第5 避難所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 第6 要配慮者の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策 第7 精神保健対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア 第8 飼養動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策 </div> <p>第1 避難の勧告指示等及び誘導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県総合政策局</u>、県土木部、県警察本部、市町村） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>避難活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 避難の指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の指示の実施責任者 2 避難の指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等 第2 津波に関する避難の指示及び誘導 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の指示 2 避難誘導 第3 津波からの避難 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的な考え 2 避難場所の周知 3 徒歩避難の原則 4 住民、船舶に求められる津波からの避難等 第4 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用 第5 避難所の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 第6 要配慮者の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の支援対策 第7 精神保健対策 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア 第8 飼養動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> 1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策 </div> <p>第1 避難指示等及び誘導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>高齢者等避難</u>、避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県警察本部、市町村） 	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>災対法改正による修正 災対法改正による修正 県機構改革</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案（変更部分のみ記載）				備 考
避難の勧告、指示等の実施責任者は次のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。実際に勧告又は指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。				避難指示の実施責任者は次のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。				に伴う修正
	実施責任者	措置	実施の基準		実施責任者	措置	実施の基準	災対法改正による修正
避難準備等	市町村長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	高齢者等避難	市町村長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	
	市町村長又は知事 （災害対策基本法第 60 条） 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。		削除			
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によってはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第 29 条）	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	字句修正
	知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。		知事及びその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	市町村長又は知事 （災害対策基本法第 60 条） 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別な必要があると認められるとき。		市町村長又は知事 （災害対策基本法第 60 条） 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別な必要があると認められるとき。	
		災害発生情報の伝達	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。			災害発生情報の伝達	災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令する。	
	警察官 （災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 海上保安官	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある		警察官 （災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 海上保安官	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）			備 考
	避難の指示	者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。		避難の指示	者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。	
自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	
<p>市町村長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難<u>勸告</u>等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。</p> <p>住民に速やかに立退き避難を促す情報は、<u>避難勸告を基本とし、避難指示（緊急）については、必ず発令するものではなく、緊急時にまたは重ねて避難を促す場合などに運用するものとする。</u></p> <p>また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「<u>避難勸告</u>」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合には、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令するものとする。</p> <p>なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。</p> <p>また、市町村長は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令、避難の<u>勸告又は指示</u>等を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。なお、県は市町村長からの求めがあるときは、避難の<u>勸告、指示</u>等に関する意思決定のための助言を行うものとする。</p> <p>県は、時機を失することなく避難<u>勸告</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難の勸告、指示</u>等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難<u>勸告</u>等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。</p>			<p>市町村長は、住民主体の避難行動を支援するため、避難<u>指示</u>等の発令の際には、それに対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。</p> <p>住民に速やかに立退き避難を促す情報は、<u>避難指示</u>を基本とする。</p> <p>また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「<u>避難指示</u>」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性があるとは判断される場合には、「<u>高齢者等避難</u>」を発令するものとする。</p> <p>なお、災害発生情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。</p> <p>また、市町村長は、<u>高齢者等避難</u>の発令、避難指示等を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。なお、県は市町村長からの求めがあるときは、避難の指示等に関する意思決定のための助言を行うものとする。</p> <p>県は、時機を失することなく避難<u>指示</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村は、<u>高齢者等避難、避難指示</u>等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難<u>指示</u>等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努める。</p>			<p>「避難勸告」と「避難指示」の一本化に伴う修正</p> <p>災対法改正による修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
<p>なお、避難<u>勧告</u>等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図るものとする。</p>			<p>なお、避難<u>指示</u>等の判断・伝達マニュアルを作成するときは、県、気象官署、河川管理者、海岸管理者、砂防関係機関等は、積極的な連携を図るものとする。</p>			<p>災対法改正による修正</p>
警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動	警戒レベル (発令主体)	行動を居住者等に促す情報	居住者がとるべき行動	
警戒レベル5 (市町村)	<u>災害発生情報</u>	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル5 (市町村)	<u>緊急安全確保</u>	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	
警戒レベル4 (市町村)	避難指示（緊急） <u>※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</u>	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	警戒レベル4 (市町村)	避難指示	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	
	<u>避難勧告</u>	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。		<u>削除</u>		
警戒レベル3 (市町村)	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	警戒レベル3 (市町村)	<u>高齢者等避難</u>	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	
警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報	災害への心構えを高める。	警戒レベル1 (気象庁)	早期注意情報（ <u>警報級の可能性</u> ）	災害への心構えを高める。	
<p>2 <u>避難の勧告又は</u>指示等の内容（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県総合政策局</u>、県土木部、県警察本部、市町村） <u>避難の勧告又は</u>指示は次の内容を明示して行う。 (1) ～ (2) (略) (3) <u>避難勧告又は</u>指示の理由 (4) 略 (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等） <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令により、<u>避難勧告</u>の内容に準じて高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが 高い区域の居住者等の自主的な避難を促進す</p>			<p>2 避難指示等の内容（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県危機管理局</u>、県土木部、県警察本部、市町村） 避難の指示は次の内容を明示して行う (3) 避難指示の理由 (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等） <u>高齢者等避難</u>の発令により、<u>避難指示</u>の内容に準じて高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難の促進を行うとともに、要配慮者以外の者に対して避難の準備を伝達し、風水害による被害のおそれが高い</p>			<p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたこと</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>る。</p> <p>また、市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</p> <p>なお、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>3 避難誘導（県警察本部、市町村）</p> <p>（1）市町村</p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p> <p>危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p>	<p>区域の居住者等の自主的な避難を促進する。</p> <p>また、市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p> <p>なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>避難指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p> <p>危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p>	<p>による修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>なお、避難の<u>勧告又は</u>指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>(2) 消防機関</p> <p>ア 避難の<u>勧告又は</u>指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>なお、避難指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>ア 避難指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。</p> <p>5 広域避難</p> <p><u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>「避難勧告」と「避難指示」が一本化されたことに伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>第3 避難所の設置・運営 1 避難所の開設（市町村） <u>（追加）</u></p> <p><u>（1）～（7）</u> （略） <u>（追加）</u></p> <p>2 避難所の運営（<u>県総合政策局</u>、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村） （1）～（3） （略） （4）市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況な</p>	<p><u>者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p><u>（1）市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）～（8）</u> （略） <u>（9）市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（10）市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>2 避難所の運営（<u>県危機管理局</u>、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>（4）市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、<u>段ボールベッド、パーティション等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画に修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ど、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 被災者の他地区への移送（<u>県総合政策局</u>、市町村）(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 要配慮者の支援</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県総合政策局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 被災市町村は、<u>発災時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や<u>個別の避難支援計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p>	<p>暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(5) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保</u>など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3 被災者の他地区への移送（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>1 要配慮者対策（<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村）</p> <p>ア 被災市町村は、<u>災害時</u>には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や<u>個別避難計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 要配慮者の支援 ア (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>イ～エ</u> (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 (略) 3 外国人の支援対策（<u>県総合政策局、県観光・地域振興局、市町村、報道機関</u>）</p> <p>第5～第6 (略) 第10節 交通規制・輸送対策 第1 (略) 第2 緊急交通路の確保 1 緊急陸上交通路の確保（自衛隊、県警察本部、各道路管理者） (1) 緊急交通路の指定 災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた<u>緊急通行確保路線</u>を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p>	<p><u>イ 福祉避難所への直接避難</u> <u>被災市町村は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。</u></p> <p><u>ウ～オ (略)</u> <u>カ 災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣</u> <u>県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム (DWAT) を避難所へ派遣する。</u></p> <p>3 外国人の支援対策（<u>県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関</u>）</p> <p>災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。 県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた<u>緊急輸送道路</u>を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>本県においても令和3年1月に災害派遣福祉チーム (DWAT) が設置されたことに伴い、国の防災基本計画に合わせて追記</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>全国的に用いられている『緊急輸送道路』に統一することに伴う変</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。また、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。（資料「6-1-2 <u>緊急通行確保路線名</u>」）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 緊急航空路の確保 (<u>県総合政策局</u>)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1 輸送の対象となる範囲 (<u>県総合政策局</u>) (略)</p> <p>2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、<u>県総合政策局</u>、市町村、各運送事業者） (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両の取扱い (<u>県総合政策局</u>、県警察本部、中日本高速道路(株)) (略)</p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) (略)</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省<u>政策統括官</u>を通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。また、降雪時においても、緊急交通路が確保されるよう除雪活動を行うものとする。（資料「6-1-2 <u>緊急輸送道路</u>」）</p> <p>3 緊急航空路の確保 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>1 輸送の対象となる範囲 (<u>県危機管理局</u>)</p> <p>2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、<u>県危機管理局</u>、<u>県地方創生局</u>、市町村、各運送業者）</p> <p>4 緊急通行車両等の取扱い (<u>県危機管理局</u>、県警察本部、中日本高速道路(株))</p> <p>4 被災者の要望把握と支援 (<u>県危機管理局</u>、県厚生部、市町村)</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省<u>農産局</u>に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省<u>農産局</u>を通じて他県からの応援で対処する。</p>	<p>更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>地震・津波災害編と表記を統一</p> <p>農林水産省組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
機 関 名	実 施 内 容	機 関 名	実 施 内 容	
(略)		(略)		農林水産省 組織改編に伴う修正
農林水産省 政策統括官	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 政策統括官 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 政策統括官 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	農林水産省 農産局	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 農産局 に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 農産局 は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	
3 (略)				協議会活動 休止による 修正
4 被災者の要望把握と支援（県厚生部、市町村）				
(略)				
5 (略)				
第3 物価安定・消費者保護対策				
1 物価安定対策（県生活環境文化部）				
(1) (略)				
(2) 民間事業者への要請				
ア 生活必需品	県は、百貨店、日本チェーンストア協会、 富山県食品スーパーマーケット協議会 、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、(一社)富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。	ア 生活必需品	県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、(一社)富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。	
イ～ウ (略)				
(3) (略)				
2 (略)				
第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策				
第1～第3 (略)				
第4 防疫対策				
災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。				

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）</p> <p>（1）厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置</p> <p>ア 厚生センター災害防疫組織の設置 県災害対策本部健康班（健康課）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）防疫資材の確保</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供 県災害対策本部健康班（健康課）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第5（略）</p> <p>第13節～第14節（略）</p> <p>第15節 ライフライン施設の応急復旧対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ガス施設</p> <p>1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）関係機関との連携等（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措</p>	<p><u>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班（健康対策室）</u>の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。</p> <p>県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班（健康対策室）</u>は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>置を報告するとともに、全国同業他社へは<u>（一社）日本ガス協会東海北陸部会</u>及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> <p>(4) 復旧 ア (略) イ 復旧のための体制 甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、<u>（一社）日本ガス協会東海北陸部会</u>及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> <p>2 LPガス対策（<u>県生活環境文化部</u>、市町村、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>第3～第5 (略) 第16節 公共施設等の応急復旧対策 第1 公共土木施設等 1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>、市町村） (略) 2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） (略) 3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） (略) 4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村） (略) 5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、<u>県総合政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>(1) 道路 ア <u>緊急通行確保路線</u></p>	<p>置を報告するとともに、全国同業他社へは<u>（一社）日本ガス協会</u>及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。</p> <p>甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、<u>（一社）日本ガス協会</u>及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。</p> <p>2 LPガス対策（<u>県危機管理局</u>、市町村、富山県エルピーガス協会）</p> <p>1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、<u>県危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>ア <u>緊急輸送道路</u></p>	<p></p> <p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>全国的に用いられ</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
イ～ウ （略） (2)～(10) （略）		ている『緊急輸送道 路』に統一すること に伴う変更
第2 鉄道施設等		
1 初動活動体制（J R西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、 富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、 <u>県観光・ 交通振興局</u> ） (略)	1 初動活動体制（J R西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、 富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、 <u>県危機 管理局</u> ） (略)	県機構改革 に伴う修正
2 初動措置（J R西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富 山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、 <u>県観光・ 交通振興局</u> ） (略)	2 初動措置（J R西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富 山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、 <u>県地方創 生局</u> ） (略)	県機構改革 に伴う修正
3 公共交通機関による輸送の確保（J R西日本(株)、あいの 風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万 葉線(株)、 <u>県観光・地域振興局</u> ） (略)	3 公共交通機関による輸送の確保（J R西日本(株)、あいの 風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、 万葉線(株)、 <u>県地方創生局</u> ）	県機構改革 に伴う修正
第3 (略)		
第17節 農林水産業の応急対策		
第1～第3 (略)		
第4 園芸作物及び果樹（県農林水産部）		
1～2 (略)		
<u>3 降霜、降ひょうによる被害を防止するため、防霜ファンや 防ひょう網などの設置を指導するものとする。</u>	<u>(削除)</u>	
<u>4 収穫間際のもので、大きな被害が予想される場合は、前だ おし収穫するものとする。</u>	<u>3 収穫期を迎えている果実は、速やかに収穫を行う。</u>	記載内容は指導し ていないため削除 字句修正
第18節 応急住宅対策		
対策の体系		
<pre> graph LR Root[応急住宅対策] --- Item1[第1 応急仮設住宅の確保] Root --- Item2[第2 被災住宅の応急修理] Root --- Item3[第3 建設資機材等の調達] Item1 --- Sub1_1[1 被災世帯の調査] Item1 --- Sub1_2[2 応急仮設住宅の建設] Item1 --- Sub1_3[3 入居者の選定] Item1 --- Sub1_4[4 応急仮設住宅の管理] Item2 --- Sub2_1[1 住宅の応急修理] Item2 --- Sub2_2[2 応急修理の対象者] </pre>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第 1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 2～第 3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 19 節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第 1 応急教育等</p> <p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部、<u>県総合政策局</u>、県教育</p>	<p>対 策</p> <p>第 3 建設資機材等の調達</p> <p>第 4 <u>災害の拡大防止と二次災害の防止</u></p> <p>2 応急修理の対象者</p> <p>イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、<u>(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部</u>及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。</p> <p><u>第 4 災害の拡大防止と二次災害の防止</u></p> <p><u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、特別支援学校、<u>専門学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部、<u>県経営管理部</u>、県教育</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>県機構改革</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>委員会、市町村） （略）</p> <p>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会） 県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生^{（略）}の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例第10条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第2 応急金融対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部） 災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。</p> <p>第3 （略）</p> <p>第20節 （略）</p> <p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 被災者台帳の作成（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>12 （略）</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</p> <p>1 中小企業への融資等（県商工労働部） （1）～（3） （略） （4）県制度融資による対応 ア～エ （略） オ 利率 年1.70% <u>（平成31年1月現在）</u></p>	<p>委員会、市町村）</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>災害時 <u>（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）</u>において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請する。</p> <p>11 被災者台帳の作成（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>オ 利率 年1.70%<u>以内</u></p>	<p>に伴う修正</p> <p>条例が廃止されていることに伴う修正</p> <p>災害発生のおそれのある段階において、国の災害対策本部の設置や、災害救助法の適用が可能となったことに伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考												
<p>2 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>第1 激甚災害指定手続（県各当局）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激）</p> <table border="1" data-bbox="165 432 1034 663"> <thead> <tr> <th>適用条項（適用措置）</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3節 公共土木施設の災害復旧計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県管理道路及び市町村道 指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う</p> <p>3 (略)</p>	適用条項（適用措置）	指 定 基 準	激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	(略)	(略)		<table border="1" data-bbox="1070 432 1935 663"> <thead> <tr> <th>適用条項（適用措置）</th> <th>指 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>激甚法第2章 <u>(3、4条)</u> (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>指定区間外国道、県道及び市町村道</u></p> <p><u>(1) 国による代行制度</u> 指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p><u>(2) 県による代行制度</u> <u>市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。</u></p>	適用条項（適用措置）	指 定 基 準	激甚法第2章 <u>(3、4条)</u> (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	(略)	(略)		<p>字句修正</p> <p>令和3年6月20日踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行による権限代行制度の拡大に伴う変更</p>
適用条項（適用措置）	指 定 基 準													
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	(略)													
(略)														
適用条項（適用措置）	指 定 基 準													
激甚法第2章 <u>(3、4条)</u> (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	(略)													
(略)														

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>火 災 編</p> <p>第1章 火災予防対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 予防行政の充実強化</p> <p>第1 防火管理の徹底（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>第2～第5（略）</p> <p>第6 消防設備士の資質向上（<u>県総合政策局</u>） （略）</p> <p>第3節 林野火災予防対策</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 予防体制の強化（各防災関係機関）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 市町村は、<u>異常</u>乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行うものとする。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1 出火の防止（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>2 消火体制等の整備（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第7節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防火意識の高揚</p> <p>1 火災予防思想の普及（<u>県総合政策局</u>、市町村） 県及び市町村は、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報誌などを利用し、火災予防思想の普及を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 女性防火クラブ等の育成（<u>県総合政策局</u>、市町村） （略）</p>	<p>第1 防火管理の徹底（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>第6 消防設備士の資質向上（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>3 市町村は、乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行うものとする。</p> <p>1 出火の防止（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>2 消火体制等の整備（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>1 火災予防思想の普及（<u>県危機管理局</u>、市町村） 県及び市町村は、春季・秋季の全国火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報誌、<u>インターネット</u>などを利用し、火災予防思想の普及を図るものとする。</p> <p>2 女性防火クラブ等の育成（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>字句修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 字句追加</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2～第4 (略) 第2章 火災応急対策 第1節 火災警報等の伝達 第1～第2 (略) 第3 伝達体制 (県総合政策局、市町村、各放送機関) (略) 第2節 応急活動体制 第1 県の活動体制 1 職員の非常配備 (県総合政策局) (略) 2 関係課連絡会議の開催 (県総合政策局) (略) 3 災害対策本部の設置 (県総合政策局) (略) 第2～第3 (略) 第3節 情報の収集・伝達 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～2 (略) 3 被害状況の報告 (県総合政策局、県警察本部、市町村) (略) 第2～第3 (略) 第4節 (略) 第5節 林野火災応急対策 第1 林野火災の消火活動体制 1 (略) 2 空中消火活動体制 (県総合政策局、市町村) (略) 第2 (略) 第6節～第19節 (略) 第3章 (略)</p>	<p>第3 伝達体制 (県危機管理局、市町村、各放送機関)</p> <p>1 職員の非常配備 (県危機管理局)</p> <p>2 関係課連絡会議の開催 (県危機管理局)</p> <p>3 災害対策本部の設置 (県危機管理局) (略)</p> <p>3 被害状況の報告 (県危機管理局、県警察本部、市町村)</p> <p>2 空中消火活動体制 (県危機管理局、市町村)</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>個別災害編</p>		
<p>第1章 火山災害対策 第1節 火山災害予防対策 第1 (略) 第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等</p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
1 火山災害警戒地域（ <u>県総合政策局</u> 、市町村） 2～3 （略） 4 防災知識の普及（ <u>県総合政策局</u> 、県生活環境文化部、市町村） 5 （略）	1 火山災害警戒地域（ <u>県危機管理局</u> 、市町村） 4 防災知識の普及（ <u>県危機管理局</u> 、県生活環境文化部、市町村）	県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正
第3 防災活動体制の整備		
1 （略） 2 航空防災体制の強化（ <u>県総合政策局</u> 、県厚生部、県警察本部、市町村） 3 （略）	2 航空防災体制の強化（ <u>県危機管理局</u> 、県厚生部、県警察本部、市町村）	県機構改革に伴う修正
第4 救援・救護体制の整備		
1 救助・救急体制の整備（ <u>県総合政策局</u> 、県厚生部、県警察本部、自衛隊、市町村） 2～3 （略）	1 救助・救急体制の整備（ <u>県危機管理局</u> 、県厚生部、県警察本部、自衛隊、市町村）	県機構改革に伴う修正
第5 （略）		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2節 火山災害応急対策</p>		
<p>火山災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 予警報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> 1 警報・予報の種類及び発表基準 2 火山現象に関する情報等 3 噴火警報・予報等の伝達 第2 情報の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常現象発見者の通報義務 2 通報を要する異常現象 3 被害状況等の収集・伝達活動 4 通信連絡体制 5 広報及び広聴活動 第3 応急活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 県の活動体制 2 市町村の活動体制 3 防災関係機関の活動体制 第4 広域応援要請 第5 救助・救急活動 第6 医療救護活動 第7 避難活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告又は指示等 2 避難誘導 3 市町村長による警戒区域の設定等 4 避難施設等の運用 5 要配慮者への援護 第8 交通規制・緊急交通路の確保 第9 行方不明者の捜索 第10 遺体の捜索、処理及び埋葬 第11 二次災害等の防止活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 二次災害の防止 2 風評被害の防止 	<p>火山災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 予警報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> 1 警報・予報の種類及び発表基準 2 火山現象に関する情報等 3 噴火警報・予報等の伝達 第2 情報の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常現象発見者の通報義務 2 通報を要する異常現象 3 被害状況等の収集・伝達活動 4 通信連絡体制 5 広報及び広聴活動 第3 応急活動体制 <ul style="list-style-type: none"> 1 県の活動体制 2 市町村の活動体制 3 防災関係機関の活動体制 第4 広域応援要請 第5 救助・救急活動 第6 医療救護活動 第7 避難活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難指示等 2 避難誘導 3 市町村長による警戒区域の設定等 4 避難施設等の運用 5 要配慮者への援護 第8 交通規制・緊急交通路の確保 第9 行方不明者の捜索 第10 遺体の捜索、処理及び埋葬 第11 二次災害等の防止活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 二次災害の防止 2 風評被害の防止 	<p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p>
<p>第1 予警報の伝達</p>		
<p>1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁）</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・</p>	<p>ウ 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。</p> <p>平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難勧告等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。</p> <p>なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。</p>	<p>予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難勧告指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。</p> <p>なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。</p>	<p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画							修正案（変更部分のみ記載）							備考
弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表							弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表							
種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応（※）	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応（※）	想定される現象等	
特別警報	噴火警報（居住地域） または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし。	特別警報	噴火警報（居住地域） または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし。	
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし。				4 (高齢者等) (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし。	
警報	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する。居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕ワージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5kmとすることがあります。	警報	噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に大きな噴石が飛散する。居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕ワージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5kmとすることがあります。	
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし				2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域への立入規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥や火山灰の噴出等の噴気活動の活発化がみられ、想定火口域内に大きな噴石を飛散させる噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。	予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、活発な噴気活動が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域の一部立入規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏。 ・火山性地震が時折発生。 ・地獄谷で噴気・地熱活動。	

災害対策基本法の改訂による修正

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。
注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。
注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。
最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

注) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。
注) 「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。
注) 中部山岳国立公園立山・地獄谷では、平成24年から地獄谷内の歩道が通行止めとなっています。
最新の情報を確認するとともに、この付近では風によって流れてくる火山ガスに注意してください。

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(1) 降灰予報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 降灰予報 (速報)</p> <p><u>・火山近傍にいる人が、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとることができるように発表する。</u></p> <p><u>・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲について噴火後5～10分程度で発表する。</u></p> <p>ウ 降灰予報 (詳細)</p> <p><u>・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとることができるように発表する。</u></p> <p><u>・噴火の観測情報 (噴火時刻、噴煙高など) を用いて、精度の高い降灰予測計算を行って、噴火発生から6時間先まで (1時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻について噴火発生から20～30分程度で発表する。</u></p> <p>(2) 火山ガス予報</p> <p>気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。<u>例えば、平成12年の三宅島噴火では、噴火後に長期間にわたって火口から大量のガスが放出されたため、火山ガス予報を発表した。</u></p>	<p><u>・噴火が発生した火山 (注1) に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</u></p> <p><u>・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u></p> <p><u>(注1) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。</u></p> <p><u>降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p><u>・噴火が発生した火山 (注2) に対して、降灰予測計算 (数値シミュレーション計算) を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。</u></p> <p><u>・噴火発生から6時間先まで (1時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u></p> <p><u>(注2) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</u></p> <p><u>降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u></p> <p><u>降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報 (詳細) も発表。</u></p> <p>気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>	<p>注意書きの追加とそれに伴う本文の修正。</p> <p>注意書きの追加とそれに伴う本文の修正。</p> <p>他の項目では例を示していないため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 気象現象に関する情報等（気象庁）</p> <p>(1) 火山の状況に関する解説情報</p> <p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u></p> <p>(2) 噴火速報</p> <p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。観光客や登山者、周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、常時観測火山を対象に発表する。</u></p> <p><u>なお、以下の場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u> <p><u>発表される情報の例は以下のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報</p> <p>平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表</p> <p>***（見出し）***</p> <p><○○山で噴火が発生></p> <p>—</p> <p>***（本文）***</p> <p>○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>	<p><u>気象庁が現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> <p><u>気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</u></p> <p><u>噴火速報は以下のような場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u> ・<u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u> ・<u>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u> <p><u>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</u></p> <p><u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p>	<p>記述内容が古いため、現状に見合った記述へ修正</p> <p>記述内容が古いため、現状に見合った記述へ修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(3) 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</p> <p>3 噴火警報・予報等の伝達（<u>県総合政策局</u>、市町村、各関係機関） (略)</p>	<p><u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u></p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> <p>3 噴火警報・予報等の伝達（<u>県危機管理局</u>、市町村、各関係機関）</p>	<p>記述内容が古い ため、現状 に見合った記 述に修正</p> <p>県機構改革 に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>噴火警報等伝達系統図</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報提供システム □ 富山県総合防災情報システム ■ 気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 —— 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている 	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p> <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 —— 気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 —— 活動火山対策特別措置法第12条によって、警報、特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。 □ 富山県総合防災情報システム 	<p>備考</p> <p>①気象庁・気象台から法定伝達機関への配信は、伏木海上保安部を除き防災情報提供システムから新システムへ移行したため、修正</p> <p>②気象庁・気象台から法定伝達機関以外への配信は、メールによる配信の仕組みはあるものの受信するかどうかは受け取り側の設定に委ねられているため削除</p> <p>③気象庁内の伝達経路は削除</p> <p>④長野県地域防災計画に記載があるので削除</p> <p>⑤現在、「防災情報提供システム」による配信は伏木海上保安部のみとなっており、今後廃止される予定。このため、●と凡例を削除</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2 (略)</p> <p>第3 応急活動体制</p> <p>1 県の活動体制（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(1) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 避難活動</p> <p>1 <u>避難の勧告又は</u>指示等（市町村）</p> <p>(1) 一次避難</p> <p>市町村長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を<u>勧告又は</u>指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を<u>勧告又は</u>指示するものとする。</p> <p>さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を<u>勧告又は</u>指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>なお、避難を<u>勧告又は</u>指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難<u>勧告</u>等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>(2) 二次避難等</p> <p>市町村長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を<u>勧告又は</u>指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。</p> <p>この場合、市町村長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>2 避難誘導</p> <p>「風水害編第2章第9節第1 避難の勧告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第3 応急活動体制</p> <p>1 県の活動体制（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>第7 避難活動</p> <p>1 避難指示等（市町村）</p> <p>市町村長は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）が発表されたときは、警戒範囲内の観光客、登山者等に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>また、突発的な噴火が発生した場合など、観光客、登山者等の生命及び身体の保護に緊急を要すると認められるときは、避難を指示するものとする。</p> <p>さらに、噴火警報（噴火警戒レベル4又は5）が発表され、居住地域に及ぶような災害が発生、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、市町村地域防災計画に定める避難<u>指示</u>等の伝達体制により観光客、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>市町村長は、一次避難後、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、避難者に対して最終的に安全な場所への避難を指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。</p> <p>この場合、市町村長は、気象庁、県、県警察本部その他関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>「風水害編第2章第9節第1 避難の勧告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>「避難指示」と「避難勧告」が一本化されたことによる修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勸告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>3 市町村長による警戒区域の設定等（県警察本部、自衛隊、市町村） 「風水害編第2章第9節第1 避難の勸告、指示等及び誘導」によるほか、市町村長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 要配慮者への援護（県総合政策局、県厚生部、市町村） 「風水害編第2章第9節第4 要配慮者への援護」参照</p>	<p>登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は弥陀ヶ原火山防災協議会や火山専門家の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、火口周辺の立入規制や入山規制を行うものとする。</p> <p>5 要配慮者への援護（県危機管理局、県厚生部、市町村） 「風水害編第2章第9節第4 要配慮者への援護」参照</p>	<p>「避難指示」と「避難勸告」が一対されたことによる修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>第8～第11 （略）</p>		
<p>第2章 海上災害対策</p> <p>第1節 海上災害予防対策</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災活動体制の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県総合政策局、県警察本部、沿岸市町） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第4 危険物等防除体制の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 防災資機材の整備及び備蓄等（伏木海上保安部、県総合政策局、県土木部、沿岸市町）</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県危機管理局、県警察本部、沿岸市町） （略）</p> <p>2 防災資機材の整備及び備蓄等（伏木海上保安部、県危機管理局、県土木部、沿岸市町）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>第2節 航空災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（<u>県観光・交通・地域振興局</u>）</p> <p>(略)</p> <p>4 県の活動体制（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 搜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、<u>県総合政策局、県観光・交通・地域振興局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県総合政策局、県観光・交通・地域振興局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動（<u>県総合政策局、県観光・交通・地域振興局</u>、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第8 行方不明者の搜索</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警察犬、災害救助犬の活用（<u>県総合政策局</u>、県警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第4章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 鉄道災害予防対策</p> <p>第1 鉄軌道交通の安全確保</p> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（<u>県観光・交通振興局</u>、富山地方气象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、北陸地</p>	<p>3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（<u>県地方創生局</u>）</p> <p>4 県の活動体制（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>1 搜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、<u>県危機管理局、県地方創生局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、<u>県危機管理局、県地方創生局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>3 消火活動（<u>県危機管理局、県地方創生局</u>、市町村）</p> <p>3 警察犬、災害救助犬の活用（<u>県危機管理局</u>、県警察本部）</p> <p>1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（<u>県地方創生局</u>、富山地方气象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保（<u>県地方創生局</u>、北陸地方整備</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>方整備局、県土木部、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>3 鉄軌道の安全性の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） （略）</p> <p>4 鉄軌道交通環境の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者） （略）</p> <p>5 再発防止対策の実施（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） （略）</p> <p>6 各種データの整備保存（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） （略）</p>	<p>局、県土木部、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>3 鉄軌道の安全性の確保（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） （略）</p> <p>4 鉄軌道交通環境の整備（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）</p> <p>5 再発防止対策の実施（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>6 各種データの整備保存（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p>	<p>に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>第2 防災活動体制の整備</p> <p>1 通信連絡体制の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関） （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>1 通信連絡体制の整備（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1 消火体制の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） （略）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） （略）</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>1 消火体制の整備（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>2 救助・救急体制の整備（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>第4 防災訓練の充実</p> <p>1 防災訓練の実施（<u>県観光・交通振興局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関） （略）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（<u>県観光・交通振興局</u>、市町村、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p>	<p>1 防災訓練の実施（<u>県地方創生局</u>、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（<u>県地方創生局</u>、市町村、ＪＲ西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>第2節 鉄道災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1 鉄軌道事業者の活動体制（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p> <p>2 県の活動体制（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 救助活動（自衛隊、<u>県観光・交通振興局</u>、県警察本部、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p> <p>2 救急活動（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動（<u>県観光・交通振興局</u>、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p> <p>第6～第8 (略)</p> <p>第9 代替交通手段の確保（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策</p> <p>第1 施設及び車両の復旧事業（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p> <p>第2 復旧予定時期の明示（<u>県観光・交通振興局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>(略)</p>	<p>1 鉄軌道事業者の活動体制（<u>県地方創生局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>2 県の活動体制（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>1 救助活動（自衛隊、<u>県地方創生局</u>、県警察本部、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>2 救急活動（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>3 消火活動（<u>県地方創生局</u>、市町村、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>第9 代替交通手段の確保（<u>県地方創生局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>第1 施設及び車両の復旧事業（<u>県地方創生局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p> <p>第2 復旧予定時期の明示（<u>県地方創生局</u>、J R西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>
<p>第5章 道路災害対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策</p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制（<u>県総合政策局</u>） (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救急活動（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村） (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第6章 危険物等災害対策</p> <p>第1節 危険物等災害予防対策</p> <p>第1 危険物施設等の安全性の確保</p> <p>1 危険物施設（<u>県総合政策局</u>、市町村） (略)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（<u>県生活環境文化部</u>） (略)</p> <p>3 火薬類消費事業所等（<u>県生活環境文化部</u>） (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制（<u>県総合政策局</u>） (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救急活動（<u>県総合政策局</u>、県警察本部、市町村） (略)</p> <p>第5～第9 (略)</p>	<p>2 県の活動体制（<u>県危機管理局</u>） (略)</p> <p>2 救急活動（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>1 危険物施設（<u>県危機管理局</u>、市町村）</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>3 火薬類消費事業所等（<u>県生活環境文化部</u>）</p> <p>2 県の活動体制（<u>県危機管理局</u>）</p> <p>2 救急活動（<u>県危機管理局</u>、県警察本部、市町村）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正 県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p> <p>県機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
第3節（略）		